

## セキュアデータ移送サービスの利用に関する規則

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社（以下、「当社」という。）が提供するセキュアデータ移送サービス（以下、「本サービス」という。）の内容やその申込方法等については、このセキュアデータ移送サービスの利用に関する規則（以下、「本利用規則」という。）で定めています。

### 第1条（趣旨）

当社は、「GMOクラウドPrivateサービス」（以下、「基本サービス」という。）を利用しているお客さまが、特に希望する場合に限り、基本サービスのオプションサービスとして本サービスを提供します。

### 第2条（本サービスの申込）

1. お客さまは、申込書により申し込む方法により本サービスを申し込むものとします。お客さまは、当社が別に定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、押印のうえ、これを当社に提出してください。
2. 本サービスの申込の前に、必ず本利用規則及び第3条（本サービスの内容）に定める本件運送サービス約款の内容を確認してください。当社は、本利用規則及び第3条（本サービスの内容）に定める本件運送サービス約款の内容の全部又は一部を承諾しない方については、本サービスの申込及び利用をお断りしますので、その場合には申込書の提出を行わないでください。

### 第3条（本サービスの内容）

1. 当社は、セキュアな環境でのデータの移送作業（以下、「本件作業」という。）として、以下の工程をお客さまに代わって行うサービスを提供します。
  - (1) お客さまにハードディスク等の機器（以下、「ハードディスク」という。）を送付。
  - (2) 当該ハードディスクを当社の指定する場所へ輸送。
  - (3) 当該ハードディスクに対してウイルススキャンを実施
  - (4) お客さまがご利用の当社サーバーへ、ハードディスクからデータ、ファイル及びプログラム等をコピー。本サービスの一部は、ヤマトグローバルエクスプレス株式会社（本社：東京都港区浜松町2-6-2 浜松町262ビル6階。以下、「ヤマトグローバルエクスプレス」という。）が提供する運送サービスにより構成され、お客さまは本利用規則のほかヤマトグローバルエクスプレスが定める約款その他の提供条件（以下、「本件運送サービス約款」という。）に同意するものとします。お客さまは、本件運送サービス約款の最新版を、当社が適当な方法で開示するヤマトグローバルエクスプレスのウェブサイトにおいて閲覧するものとします。
2. 本件作業の詳細は、当社のウェブサイト又は当社がお客さまに提出するサービス仕様書に定めるものとします。

### 第4条（料金の価格）

1. 当社は、本サービスの利用料金についてあらかじめその価格を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに開示します。
2. 当社は、前項により定めた料金の価格を変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに開示します。

### 第5条（料金の支払）

当社は、第9条（本件作業完了後の機器の廃棄）に定める機器を廃棄した旨をお客さまに通知した日が属する月の翌月に、お客さまに対して本サービスの利用料金を請求します。お客さまは、当社が請求した

月の末日までに、当社のあらかじめ指定する銀行預金口座へ振り込む方法により、利用料金を支払うものとします。利用料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

#### 第6条（本件作業を実施する時期）

当社は、お客さまと相談の上、本件作業を実施する日を定めます。

#### 第7条（本件作業完了の通知及び検査）

1. 当社は、本件作業が完了した場合には、その旨を電子メールでお客さまに通知します。
2. お客さまは、当社が前項の通知を送付した日から5営業日以内にその内容の検査を行い、当社に対して検査結果を通知するものとします。
3. 前項に定める期間内にお客さまから通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。

#### 第8条（データ等のバックアップ）

1. お客さまは、本件作業によって移送するデータ、ファイル、プログラム、システムその他の電磁的記録（以下、「データ等」という。）の滅失又は損傷に備えて、お客さまの責任でその複製を行うものとします。
2. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等の滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
3. 当社は、別に定める場合を除くほか、データ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しません。

#### 第9条（本件作業完了後の機器の廃棄）

当社は、第7条（本件作業完了後の通知及び検査）第3項に定める検査合格後、本件作業に使用したハードディスクを廃棄します。当社は、この廃棄によりお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。

#### 第10条（お客さまの行う解除）

1. お客さまは、本件作業が完了に至るまでの間、本サービスの利用料金を当社に支払うことにより、将来に向かって本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

#### 第11条（担保責任の否定）

1. 次の各号に掲げる事項その他本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。
  - (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
  - (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
  - (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。
2. 本利用規則は、明示、黙示を問わず、前項各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定めるものではありません。

#### 第12条（免責）

当社は、本サービス自体により又は本サービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。ただし、本件運送サービス約款に基づいてヤマトグローバルエクスプレスが当社に対して損害を賠償する場合、当社は、当社に損害の賠償として支払われた範囲で、本サービス自体により又は本サービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損

害について賠償します。

#### 第13条（消費者契約に関する免責の特則）

本利用規則の条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業として又は事業のために本利用規則に同意したお客さまを除く。）については、当社の責任の全部を否定するのではなく、本サービスの利用料金としてお客さまが当社に支払った金額を限度として当社がその損害をお客さまに賠償するものと読み替えるものとします。

- (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (2) 本利用規則における当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為によりお客さまに生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を否定する旨を定める条項。
- (3) 本サービスの目的物に隠れた瑕疵があるとき（本利用規則へのお客さまの同意が請負契約の性質を有する場合には、本サービスの仕事の目的物に瑕疵があるとき。）に、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する当社の責任の全部を否定する旨を定める条項。

#### 第14条（本件作業に伴うサーバーの一時停止）

本サービスを提供するための本件作業に伴うサーバーの停止時間は、基本サービスの利用不能による料金の返金の対象にはなりません。

#### 第15条（本利用規則、基本サービスに関する約款と本件運送サービス約款との関係）

1. 本利用規則で定めるもののほか、本サービスの利用に関する事項については、基本サービスに関する各利用約款で定めるところによります。
2. 基本サービスに関する各利用約款で特定の意味内容を定めた語は、この規則においてもそれと同一の語義において用いるものとします。
3. 本利用規則、基本サービスに関する各利用約款と本件運送サービス約款の内容に矛盾・抵触がある場合、本利用規則、基本サービスに関する各利用約款と本件運送サービス約款の順にその内容が優先されるものとします。ただし、第12条（免責）ただし書きについては、この限りではありません。

#### 第16条（改定）

当社は、実施する日を定めて本利用規則の内容を改定することがあります。その場合には、本利用規則の内容は、その実施する日から、その改定の内容に従って変更されるものとします。

#### 附則（2019年12月11日実施）

本利用規則は、2019年12月11日から実施します。

#### 附則（2020年9月1日最終改定）

本利用約款は、2020年9月1日に改定し、即日実施します。